イ　同時に送信する複数の搬送波の間の周波数

同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、次の表の上欄に掲げる間隔周波数に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする三・八四MHz幅の周波数範囲において輻射される平均電力が同表の下欄に掲げる隣接チャネル漏えい電力の許容値以下の値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値であること。

間隔周波数（注1）	離調周波数（注2）（MHz）	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHz以上一〇MHz以下	二・五	（一）四四・二dBc（注3）
一〇MHzを超え一五MHz未満	二・五	（一）四四・二dBc（注3）
	七・五	（一）四四・二dBc（注3）
一五MHz以上二〇MHz未満	二・五	（一）四四・二dBc（注4）
	七・五	（一）四四・二dBc（注3）
二〇MHz以上	二・五	（一）四四・二dBc（注4）
	七・五	（一）四四・二dBc（注4）

注1　低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端から高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端までの差の周波数をいう。

2　低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端又は高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心までの差の周波数をいう。

3　dBcは、電力の搬送波電力（同時に送信する複数の搬送波の電力の総和とする。）に対する比をデシベルで表したものとする。

4　dBcは、電力の搬送波電力（低い周波数の搬送波又は高い周波数の搬送波のうち、離調周波数の起点とした周波数が属する搬送波の電力とする。）に対する比をデシベルで表したものとする。

2　陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

(1)　一の搬送波を送信する送信装置

次のアの表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次のイの表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

ア　一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）	周波数幅（MHz）	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五	五	三・八四	（一）五〇dBm
	五	四・五	（一）五〇dBm
	一〇	三・八四	（一）五〇dBm
一〇	七・五	三・八四	（一）五〇dBm
	一〇	九	（一）五〇dBm
	一二・五	三・八四	（一）五〇dBm
一五	一〇	三・八四	（一）五〇dBm
	一五	三・八四	（一）五〇dBm
	一五	一三・五	（一）五〇dBm
二〇	一二・五	三・八四	（一）五〇dBm
	一七・五	三・八四	（一）五〇dBm
	二〇	一八	（一）五〇dBm

注　離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ　搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）	周波数幅（MHz）	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五	五	三・八四	（一）三二・二dBc
	五	四・五	（一）二九・二dBc
	一〇	三・八四	（一）三五・二dBc